諮問番号:平成29年度諮問第25号答申番号:平成29年度答申第26号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分(特別児童扶養手当資格喪失処分)は、 違法、不当である。

- (1) 日常生活において自立できていないことが多々あるが、審査請求人の見栄もあり、主治医に間違ったことを伝えてしまった。
- (2) 対象児童に対する日常生活における援助の状況は次のとおりである。
 - ア 睡眠時、心の不安から目を覚まし、親の名前を呼び、親と一緒に寝ることがある。体調を崩した時は、必ず親と寝る。
 - イ 手足の爪は自分で切れない。
 - ウ 人とのコミュニケーションが上手にとれず、問いかけには親が手助けを している。
 - エ 月経の際、全てではないが自ら支度等ができない。
 - オ 身なりや身だしなみ等は、全く気にせず、親がしている。
 - カ 自分の衣類等は自ら出すこと、選ぶことができない。
 - キ 体調不良の時、自分の体調の様子を自分で理解することが厳しく、相手 に伝えられない。
 - ク 歯磨きは、親が「もういいよ」と声かけするまで磨いている。
 - ケ 食事後に口の周りについている食べかすを拭かない。
 - コ 入浴は、全て自分で行うことができず、手助けが必要である。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、嘱託医の判定を得て、本件診断書により、「知能障害等」、「発達障害関連症状」、「精神症状」及び「問題行動及び習癖」はみられるものの、IQが55と軽度であること、日常生活が著しい制限を受ける程度の不適応な行動がないこと、「日常生活能力の程度」がすべて「自立」とされていること、「要注意度」が「随時一応の注意が必要」とされていること等から、政令別表第3に定める障害の状態に該当しないと認定した。
- (2) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、

治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定されることとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から対象児童を診断し、障害の認定の適正を確保するためである。

(3) 仮に、主治医に提供された情報に誤りがあったとしても、認定は主治医が 作成した診断書に記載された内容に基づき行うべきものであり、診断書には 日常生活能力がおおむね自立していることが記載されており、審査請求人が 主張する内容に関する記載はないから、原処分は適正である。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査 判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に 行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずに なされた原処分は、違法、不当であると主張している。

しかし、審査請求人が主張する事情(自立できていなことが多々あり、日常生活に援助を要する状況であること)はいずれも診断書に記載がなく、障害の程度の認定が特別児童扶養手当認定診断書の記載内容によって行われるものである以上、同診断書に記載のないものへの考慮がなされていないことをもって、原処分を違法、不当ということはできない。

仮に、請求人の主張する事情があったものとして、同診断書の内容を総合的 に判断した場合でも、確かに、コミュニケーション能力は乏しいと認められる ものの、日常生活能力は、声かけ又は部分的な援助にとどまる内容であり、ま た、不適応な行動と認められる特段の事情は窺えないから、対象児童が知的障 害又は発達障害の2級の基準に該当する障害の状態にあるということはできない

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年9月21日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月26日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基

づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、「言語コミュニケーションの障害」は「乏しい」とされ、「不安」の精神症状や「強く怒られると自分の手をかむ」として、「自傷」等の問題行動がみられるものの、IQは55の「軽度」とされ、「相互的な社会関係の質的障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」も「軽度」であり、また、日常生活の能力の程度は、全て自立しているほか、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまり、それらの記載からは、特段の不適応な行動と認められる事情は窺われず、また、日常生活に著しい制限を受ける状態にあるとまでは認められない。

こうした事実関係に基づき、精神の障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、 審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄 却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認 するものである。

北海道行政不服審查会

 委員(会長) 岸
 本
 太
 樹

 委員
 中
 原
 猛

 委員
 八
 代
 眞由美